

真庭市産学連携促進事業支援金交付要綱

真庭市産業サポートセンター

(通則)

第1条 真庭市産学連携促進事業支援金（以下「支援金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、真庭市内の企業又は団体等（以下「企業等」という。）が大学等の有する研究成果や研究を活用して研究や技術開発事業を行う際に必要とする経費の一部を支援することにより、市内企業等と大学等との連携を促進し、地域経済を支える企業等の競争力を高め、市内地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 真庭市産学連携促進事業（以下「促進事業」という。）は、実施・運用管理を真庭市（以下「市」という。）より委託を受け、真庭市産業サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）が行う。

2 この要綱において「支援事業者」とは、支援金を受け、促進事業を実施する者をいう。

3 この要綱において「大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学又は高等専門学校及びこれらに所属する職員
- (2) 研究開発を主たる業務とする、国又は地方公共団体が設立した研究機関若しくは独立行政法人及びこれらに所属する職員
- (3) その他、サポートセンターが特に認めた団体又は機関及びこれらに所属する職員

(支援対象者)

第4条 支援の対象となる者は、企業等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所・事務所を有し、支援金の交付申請を行う日において、引き続き1年以上事業を営んでいる実績のある者
 - (2) 個人にあっては、市内に住所を有している者
 - (3) 市税を滞納していない者
 - (4) 当該年度において、サポートセンターの他事業支援金の交付決定を受けていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は、支援の対象とならない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業等を営むもの
 - (2) 真庭市暴力団排除条例(平成23年真庭市条例第41号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するもの
 - (3) 政治活動又は宗教活動と認められるもの
 - (4) 支援金の交付を受けようとする事業について、国、岡山県、市及びその他公的機関から類似の補助金や交付金等を受けるもの
 - (5) その他、サポートセンターが不適當と認めるもの

(支援対象事業)

第5条 支援金対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 研究開発支援事業
 - (2) 技術提供支援事業
- 2 前項第1号の事業は、支援事業者が大学等と行う共同研究又は委託研究とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は支援対象としない。
- (1) 申請日時点において、既に研究開発が完了しているとき。
 - (2) 契約を締結してから原則として1年以内に完了の見込みがないとき。
 - (3) 研究開発の大部分を他の業者へ委託するとき。
 - (4) 生産装置等の設備・器具の購入が主目的であるとき。
- 3 第1項第2号の対象事業は、技術開発・製品開発等に係る課題の解決又は技術革新を図

るため、次の各号のいずれかに該当する技術提供を有償で受ける事業とする。

(1) 大学等を通じて技術的な指導、助言又は回答を得るもの

(2) 大学等へ依頼して行う試験、検査等又は大学等有する機器を利用して行う、製品や材料等の試作、測定、分析等

(支援対象経費)

第6条 前条第1号の対象経費は、大学等と締結した契約書に記載される大学等に支払う契約金等とする。

2 前条第2号の対象経費は、技術提供を受けて大学等に支払った経費とする。

(支援金の額等)

第7条 第5条第1号の支援金の額は、支援対象経費の3分の2以内で上限を20万円、下限を2万円として、予算の範囲内において交付する。

2 第5条第2号の支援金の額は、支援対象経費の2分の1以内で上限を10万円、下限を1万円として、予算の範囲内において交付する。

3 前2項の規定により算出した額に、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第8条 第5条第1号の交付を受けようとする者は、大学等と共同研究及び委託研究を実施する旨の契約書等を締結する前又は締結してから契約金を支払う前に支援金交付申請書(様式第1号)に研究開発事業計画書(様式第2号)及びサポートセンターが定める書類を添えて、サポートセンターに申請しなければならない。

2 第4条第2号の交付を受けようとする者は、技術提供を受けた日の属する年度内に、支援金交付申請書(様式第1号)に技術提供事業計画書(様式第3号)及びサポートセンターが定める書類を添えて、サポートセンターに申請しなければならない。

3 申請者は、同一の事業に対して1回限り、支援金の交付を申請することができる。

(交付決定)

第9条 サポートセンターは、前条第1項又は第2項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に対する支援金交付の適否及び交付額の決定を行い、支援金交付決定(兼確定)通知書(様式第4号)により、当該支援事業者へ通知するものとする。なお、当該交付について適当でないと認められるときは、申請者にその旨通知するものとする。

2 サポートセンターが、前項の場合において、支援金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 支援事業者は、前条の規定による支援金交付通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から起算して14日以内に申請の取り下げをすることができる。

(促進事業の計画変更の承認等)

第11条 支援事業者は、次の事項に該当する場合には、あらかじめサポートセンターに報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 促進事業に要する支援金対象経費の配分を3割以上変更するとき

(2) 促進事業の内容又は期間の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

(3) 促進事業を全部若しくは一部を中止又は廃止しようとするとき

2 サポートセンターは、前項の規定により、必要に応じて支援金変更(等)承認申請書(様式第5号)の提出を支援事業者へ求めるものとし、支援事業者は速やかにこれをサポートセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

3 サポートセンターは、前項の変更承認(等)申請書が提出された場合は、その内容を審査し、支援事業者へ書面にて通知するものとする。

(交付請求)

第12条 支援事業者は、支援金の支払を受けようとするときは、第9条による交付決定後、支援金請求書兼口座振替依頼書(様式第6号)に大学等への支払に係る証明書類を添えてサポートセンターに提出しなければならない。

(状況調査等)

第 13 条 サポートセンターは、促進事業の円滑かつ適正な推進を図るため必要があると認めるときは、関係職員等に関係書類、帳簿、その他物件等を調査させ、または支援事業者に報告を求めることができる。

(報告届)

第 14 条 第 5 条第 1 号の支援金の交付を受けた支援事業者は、研究開発に係る促進事業が完了したときは、速やかに研究報告届（様式第 7 号）をサポートセンターに提出しなければならない。

2 第 5 条第 2 号の支援金の交付を受けた支援事業者は、技術提供に係る促進事業が完了したときは、速やかに完了報告届（様式第 8 号）をサポートセンターに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 サポートセンターは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該促進事業にかかる支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき
- (2) 支援金の交付決定後に事情の変化により、促進事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり又はその遂行が出来なくなったとき
- (3) 支援事業者が、当該支援金を目的外に使用したとき
- (4) 支援事業者が、支援金の交付決定の内容又は決定に付した条件に違反したとき
- (5) 支援事業者が、当該促進事業に関し、法令及びこの要綱又はこれに基づく処分もしくは命令に違反したとき
- (6) 実施年度中において、第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当したとき

(支援金等の返還)

第 16 条 サポートセンターは、交付決定を取り消した場合において、促進事業の当該取り消しにかかる部分について既に支援金が交付されているときは、支援金等返還命令書（様式第 9 号）により期限を定めて返還を命じ、支援事業者は期限までに返還しなければならない。

(延滞金)

第 17 条 支援事業者は、支援金の返還を命じられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95% の割合で計算した延滞金をサポートセンターに納付しなければならない。ただし、サポートセンターが特にやむを得ない事情があると認めたときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(情報開示)

第 18 条 支援事業者は、促進事業について事業実施期間中及び事業実施期間後においてもサポートセンターが情報を求める場合には、速やかにこれに応じなければならない。

2 サポートセンターは、促進事業の成果その他の情報が第 2 条の目的達成に資すると判断した場合には、その情報を第三者へ公表することができる。

(証拠書類の保存)

第 19 条 支援事業者は、支援金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を促進事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他交付金の取扱手続き)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の取扱手続きに関するその他の事項は、真庭市補助金等交付規則（平成 17 年真庭市規則第 53 号）に準ずるものとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めのない事項については、サポートセンターが別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

